8　非課税適用申告書を提出した外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した国内金融機関等又は金融商品取引清算機関から第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書を当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関を経由して第五項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定める申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関から支払を受けるこれらの証拠金の利子については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該非課税適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

9　第六項及び第七項の規定は、前項各号に定める申告書の提出について準用する。この場合において、第六項中「前項」とあるのは「第八項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第七項中「非課税適用申告書の」とあるのは「次項各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「所在地」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

10　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関との間の店頭デリバティブ取引に係る証拠金につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

11　非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二の二第一項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第二項中「若しくは第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第四項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に、「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」を「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「又は第三十七条の十四第二十五項に規定する報告書」を「、第三十七条の十四第二十六項に規定する報告書又は第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書」に改め、同項第五号中「若しくは第三十七条の十四第二十七項」を「、第三十七条の十四第二十八項若しくは第三十七条の十四の二第二十九項」に改め、同項第六号中「又は第三十七条の十四第二十七項」を「、第三十七条の十四第二十八項又は第三十七条の十四の二第二十九項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「法人税の額（この条、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項、第七項及び第九項において同じ。）」を「調整前法人税額」に、「。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という」を「とする」に改め、「及び第十二項第四号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「前項」に、「法人税の額から」を「調整前法人税額から」に改め、「及び第十二項第七号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第六項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額（当該事業年度において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

第四十二条の四第七項及び第八項を削り、同条第九項中「法人税の額から」を「調整前法人税額から」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号に定める金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第九項を同条第四項とし、同条第十項を同条第五項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　調整前法人税額　次に掲げる規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

イ　この条、次条第二項及び第三項、第四十二条の六第七項から第九項まで、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項及び第三項、第四十二条の十一第二項及び第三項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項の規定

ロ　イに掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

ハ　第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第八項並びに第六十三条第一項の規定

ニ　法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定